

## 株式会社 ケアワーク北多摩運営規程

(株) ケアワーク北多摩の居宅介護支援業務を遂行していく上で、下記のとおり運営規程を定めて業務を円滑に推進していく。

(事業目的及び運営の方針)

第1条 (株) ケアワーク北多摩が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行なう居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行なう。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択にもとづき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健、医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 1 名称 | 株式会社 ケアワーク北多摩      |
| 所在地  | 東京都西東京市田無町五丁目8番15号 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- |   |            |           |
|---|------------|-----------|
| 1 管理者   | 主任介護支援専門員  | 1名        |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。 |            |           |
| 2 介護支援専門員等  | 主任介護支援専門員  | 1名        |
|   | 介護支援専門員常勤職 | 3名（非常勤1名） |
|   | 事務職員       | 1名        |

介護支援専門員は居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成及び介護サービスが事業者から総合的に提供されるよう支援するものとする。

- 3 事務職員 1名（常勤嘱託職員1名）

事務職員は、必要な事務を行なう。

(営業及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、日曜日、祝日及び12月30日から1月4日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時15分までとする。  
ただし、土曜日は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 指定居宅介護支援事業等の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業等が法定代理受領サービスである時は、その額とする。

居宅サービス計画費 厚生労働大臣が定めた基準

要介護度1・2 11,889円

要介護度3・4・5 15,447円

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行ない、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、サービス計画及びサービス事業者に関して利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行なう。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は、主に全社協方式を用いる。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、おおむね月に1回程度訪問することにより利用者の課題把握を行ない、サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行なう。

- (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- (4) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等方法について、理解しやすいよう説明を行なう。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね 10km 未満 1,000 円

(2) 事業所から、片道おおむね 10km 以上 2,000 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、西東京市、武蔵野市の区域とする。

(その他運営について留意事項)

第8条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1～2回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 利用者等の苦情に対して苦情窓口を設置して対応する。

5 書類の保存期間は、利用者の終了後原則 2年間とする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、(株)ケアワーク北多摩と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、準備要介護認定等に係わる準備居宅サービス計画の作成等については、平成 11 年 10 月 1 日から行なうものとする。

改定された規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 23 年 4 月 11 日から施行する。

改定された規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

改定された規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改定された規程は、令和3年4月1日から施行する。  
改定された規程は、令和3年6月20日から施行する。  
改定された規程は、令和3年10月1日から施行する。  
改定された規程は、令和5年1月21日から施行する。  
改定された規程は、令和5年5月1日から施行する。  
改定された規程は、令和5年10月1日から施行する。  
改定された規程は、令和6年4月1日から施行する。  
改定された規程は、令和6年7月1日から施行する。  
改定された規程は、令和6年9月1日から施行する。  
改定された規程は、令和6年11月1日から施行する。